



20環審第 1 号
平成21年2月10日

福島県知事 様

福島県環境審議会長



水質環境基準の水域類型指定の見直しについて（答申）

平成20年12月24日付け20環保第2085号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

荒川等3河川について、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づき、下表のとおり水域類型を見直すことが適当である。

表 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

河川名	水 域	水域 類型	達成期間	環境基準点
荒 川	荒川（日ノ倉橋より下流）	A	直ちに達成	阿武隈川合流前
田付川	田付川（猫ノ尾橋より下流）	A	直ちに達成	下川原橋
濁 川	濁川（濁川橋より下流）	A	直ちに達成	山崎橋

（注） 水域類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）のアに掲げる類型を示す。